６）橋梁形式が、床版橋、Ｉ桁橋、Ｔ桁橋を除くＰＣ連続橋（ＰＲＣ構造含む）の工事。

ただし、上記５）及び６）は同一工事の実績であること。

同種工事の実績及びその他構成員の実績が、国土交通省大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の工事（港湾空港関係を除く。）のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了する予定であった工事が「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」（以下「コロナ通知」という。）に基づく一時中止等を行ったことにより、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了していない場合においても実績として認める。ただし、コロナ通知に基づく一時中止等以降、新たな理由により工期を延期した場合、工事の完成、引渡しの完了まで実績として認めない。

(b)　特定ＪＶの構成員は、それぞれ建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

(c)　特定ＪＶの構成員は、それぞれ建設業法の土木工事業に係る監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事の現地に専任で配置できること。

なお、入札期限までに申請できる配置予定技術者は１名とする。上記１で記載した複数の工事に参加を希望する場合でも配置予定技術者は１名のみとする。

ただし、配置予定技術者の資格等に関する資料は入札期限までに提出すること。

(3)　出資比率要件　特定ＪＶの構成員は、２社の場合は30％以上、３社の場合は20％以上の出資比率であるものとする。

(4)　代表者要件　特定ＪＶの代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

(5)　特定ＪＶの協定　特定ＪＶの協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

８　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定ＪＶの取扱い

上記７(1)(a)の認定（上記７(1)(a)の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定ＪＶも上記５及び６により申請をすることができる。この場合において、特定ＪＶとしての資格が認定されるためには、上記７(1)(a)の認定を受けていない構成員は、上記７(1)(a)の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定ＪＶとしての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

なお、この場合において、上記７(1)(a)の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに上記７(1)(a)の認定を受けていないとき又は上記７(1)(a)の一般競争（指名競争）参加資格がないとの認定（上記７(1)(a)の近畿地方整備局長が別に定める手続きにおける一般競争（指名競争）参加資格がないとの認定を含む。）を受けているときは、特定ＪＶとしての資格がないと認定する。

９　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

特定ＪＶとしての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

(1)　特定ＪＶの名称は、「すさみ串本道路江田川橋上部工事○○・○○（・○○）特定建設工事共同企業体」及び「すさみ串本道路熊谷川第二橋上部工事○○・○○（・○○）特定建設工事共同企業体」とする。

(2)　当該工事に係る競争に特定ＪＶとして参加するためには、開札の時において、特定ＪＶとしての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達特定役務の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和５年７月25日

水産庁長官　森　　健

◎調達機関番号　018　◎所在地番号　13

１　調達内容

(1)　品目分類番号　77

(2)　購入等特定役務及び数量　船舶（白竜丸）定期検査及び一般修繕　一式

２　意見の提出方法

(1)　意見の提出期限　令和５年８月15日午後５時（郵送の場合は必着のこと。）

(2)　提出先　〒100―8907 東京都千代田区霞が関１－２－１　水産庁漁政部漁政課船舶管理室　小坂あずさ　電話03―3501―9562

３　仕様書案の交付

(1)　交付期間　令和５年７月25日から令和５年８月15日まで。

(2)　交付場所　上記２(2)に同じ。

４　Summary

(1)　Classification of the services to be procured : 77

(2)　Nature and quantity of the services to be required : Ship (HAKURYU-MARU) Periodic inspection and Repair services 1 set

(3)　Time limit for the submission of comments : 5 : 00 P.M., 15 August, 2023

(4)　Contact point for the notice : KOSAKA Azusa Office of Vessels Management, Fisheries Policy Planning Department, Fisheries Agency, 1―2―1 Kasumigaseki Chiyoda-ku Tokyo 100―8907 Japan. TEL 03―3501―9562

意見招請に関する公示

次のとおり調達特定役務の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和５年７月25日

支出負担行為担当官

国土交通省自動車局長　鶴田　浩久

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13

○第 28 号

１　調達内容

(1)　品目分類番号　71、27

(2)　購入等特定役務及び数量　自動車登録検査業務に係る添付書類登録サービスの提供業務一式

２　意見の提出方法

(1)　意見の提出期限　令和５年８月14日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）

(2)　提出先　〒100―8918 東京都千代田区霞が関２－１－３　国土交通省自動車局自動車情報課　白橋　祐希　電話03―5253―8111　内線42118

３　仕様書案の交付

(1)　交付期間　令和５年７月25日から令和５年８月14日まで。

(2)　交付場所　上記２(2)に同じ。

４　Summary

(1)　Classification of the services to be procured : 71, 27

(2)　Nature and quantity of the services to be purchased : Development of system to register attached document with the One-Stop Service System for Procedures Related to Automobile Ownership, 1 set

(3)　Time-limit for the submission of comments : 17 : 00, 14, August 2023

(4)　Contact point for the notice : SHIRAHASHI Yuki, Registration and Information Division, Road Transport Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―1―3 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8918, Japan TEL 03―5253―8111 Ex. 42118